

平成21年 第2回定例会
防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1. フェリー「ありあけ」海難事故の概要及びその影響について 1
2. 今後の農業政策のあり方検討について 6・別添1
3. 農林水産支援センターの経営改善について 7
4. 首都圏における県産品の流通促進について 10・別添2
5. 元気が出る出る三重の商談会の開催について 12
6. 地域産学官共同研究拠点整備事業について 13・別紙
7. 三重県の観光力の向上に向けて 14・別添3
8. 平成22年三重県観光記者発表会及び交流会の開催について 15
9. リーディング産業展みえ2009の開催結果について 16
10. 平成21年第4回景況調査の結果について 別添4
11. 各種審議会の審議状況の報告について 17

平成21年12月
農水商工部

1 フェリー「ありあけ」海難事故の概要及びその影響について

(1) フェリー「ありあけ」海難事故の概要について (防災危機管理部)

1 事故概要

(1) 発生日時・場所

平成 21 年 11 月 13 日(金)午前 5 時 25 分頃、三重県尾鷲市三木崎灯台の南約 40 kmの熊野灘

(2) 船舶関係

- 船名・所有者 フェリー「ありあけ」(7,910ト)
所有者 マルエーフェリー株式会社 (本社：鹿児島県)
- 乗員等 乗員 21 名、乗客 7 名

(3) 概要

東京港有明ふ頭から、鹿児島県志布志港に向けて航行中の「ありあけ」の船体が傾斜し、三重県御浜町の海岸付近に右舷側に横倒しした状態で座礁しました。乗員、乗客は全員救助されましたが、フェリー横転に伴い燃料油が流出し、現在も回収作業が実施されています。(出港時の燃料総量: A重油 63k1、C重油 451k1)

2 経過及び対応状況

(太字は県の対応)

日 時	内 容
11月13日(金) 5:25頃	・熊野灘沖を航行していた「ありあけ」から尾鷲海上保安部に通報
7:15頃 ～	・第四管区海上保安本部に対し、東紀州(紀南)広域防災拠点の使用を許可(乗員・乗客救出のため海保ヘリが離発着) 熊野県民センター職員が現場対応 ・救出用ヘリ燃料の提供依頼を受け準備するとともに、東紀州(紀北)広域防災拠点の使用についても許可し、尾鷲県民センター職員が現場待機(離発着なし) ・県防災ヘリ出動(8:44)、悪天候のため途中で反転帰還
7:45 ～ 10:23	・第四管区海上保安本部のヘリ及び巡視船により乗員・乗客 28 名全員を救出
10:05	・御浜町市木川河口から 180mの海上で「ありあけ」座礁・横転、油漏れ
10:55	・県庁内関係部局連絡会議開催(県有資機材の準備等)
13:30	・県庁内関係部局連絡会議開催(情報共有)
14:15	・三重県危機管理連絡会議幹事会開催
11月14日(土) 10:00	・関係機関連絡会議開催(県熊野庁舎) (第四管区海上保安本部主催)
12:19	・第四管区海上保安本部長から、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、県知事及び地元市町長宛てに要請書送付(沿岸漂着油の回収等海洋の汚染を防止するため必要な措置の要請)
13:00	・防災危機管理部職員による沿岸部現地調査
13:30	・県警ヘリによる上空からの情報収集

11月15日(日) 10:00	・三重県危機管理連絡会議開催（情報共有及び今後の対応等） （フェリー「ありあけ」海難事故関係 第1回）
11月17日(火) 9:15	・マルエーフェリー㈱営業本部長に対し、防災危機管理部長から知事名で要請書を交付
11月20日(金)	・県防災ヘリによる上空からの現地調査
11月24日(火)	・県議会会派「自民みらい」から知事宛に事故に係る要請書提出
11月25日(水)	・マルエーフェリー㈱代表取締役社長が来庁し、交付された要請書に対し文書回答
11月26日(木)	・フェリー事故対策熊野地域関係機関連絡会議開催 （国、県、市町（熊野県民センター））
11月27日(金)	・県議会会派「新政みえ」から知事宛に事故に係る要請書提出
11月28日(土)	・フェリー事故対策漁業関係機関連絡会議開催 （事務局：三重県漁業協同組合連合会）
11月30日(月)	・三重県危機管理連絡会議開催（情報共有及び今後の対応等） （フェリー「ありあけ」海難事故関係 第2回）
12月3日(木)	・マルエーフェリー㈱代表取締役社長が地元市町、漁業関係団体を訪問し謝罪
12月4日(金)	・マルエーフェリー㈱代表取締役社長に対し、農水商工部長から知事名で要請書を交付

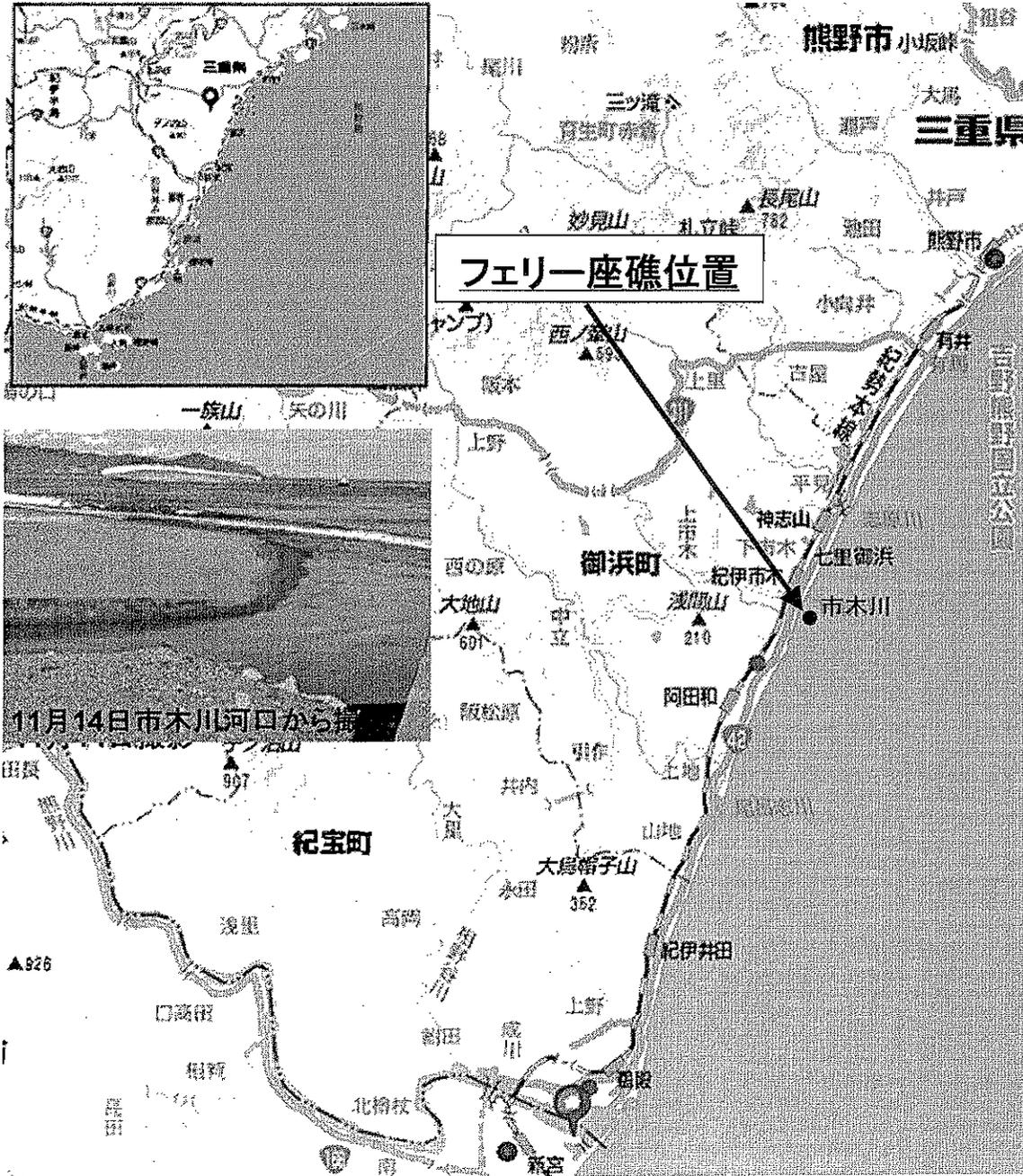
3 流出油対策（第四管区海上保安本部及び原因者の対応）

月 日	内 容
11月14日(土)	・沿岸調査 ・船舶による流出油の航走拡散、放水拡散
11月15日(日)	・油流出箇所である、煙突付近のエスケープハッチ（緊急脱出口）を閉鎖。 ・船舶による流出油の航走拡散、放水拡散 ・吸着剤による流出油の回収
11月16日(月)	・煙突付近を中心にオイルスキミングネットを展張するとともに、エスケープハッチ部分にパッキン取付、締め増し等の流出防止措置を実施。 ・船舶による流出油の航走拡散、放水拡散 ・吸着剤による流出油の回収
11月17日(火)	・船舶による流出油の航走拡散、放水拡散 ・吸着剤による流出油の回収
11月18日(水) ～	・船体からの油抜き取り作業（12月6日までの累計280k1） ・御浜町から紀宝町海岸沿いの油性ゴミ回収、レジンペレット（粒状のプラスチック原料）の回収 ・吸着剤による流出油の回収
12月6日(日)	・船舶による航走拡散、放水拡散

4 今後の対応

今後とも、「三重県危機管理連絡会議」による全庁的な対応とともに、「フェリー事故対策熊野地域関係機関連絡会議」等、地元市町や関係機関と連携して、流出油の回収や船体の早期撤去など、船会社に対し責任ある対応を要請していきます。

フェリー「ありあけ」海難事故



(2) フェリー事故に伴う漁業影響への対応について（農水商工部）

1 事故の経過

11月13日（金）、尾鷲市三木崎灯台の南約40kmの熊野灘を航行中のフェリー「ありあけ」が傾斜し、御浜町の海岸付近に座礁、横転し、燃料油が流出する事故が発生しました。

2 地元漁業への影響

座礁地点は紀南漁協の共同漁業権内の漁場であり、油が流出していることから、紀南漁協では全ての漁業種類について、また、隣接する熊野漁協では一部の漁業について、操業を見合わせています。

さらに、周辺の定置網漁業についても漁具に油が付着したことから操業を見合わせるとともに、一部では網を撤去しているなど、地域の漁業に大きな影響を与えています。

3 県の対応

- (1) 今回の事故による漁業関係機関の情報共有と課題の解決に向けて検討するため、県、関係市町、紀南漁協、熊野漁協、漁連、信漁連、漁船保険組合で構成する「フェリー事故対策漁業関係機関連絡会議」を11月26日に発足させるとともに、農水商工部内に水産振興分野総括室長を中心に関係室で構成する対策チームを設置しました。
- (2) 11月28日に第1回フェリー事故対策漁業関係機関連絡会議が開催され、今後の対応として、漁業・漁場への影響把握、操業再開の時期や方法などについて検討していくことを確認するとともに、座礁フェリーの早期撤去や資金繰りへの対応などをマルエーフェリー株式会社へ要請することが決定されました。
- (3) 県としては、マルエーフェリー株式会社が示す作業工程等の妥当性を判断するため、専門家を入れた体制づくりや、漁場の現況並びに漁業に関する影響を把握するための緊急漁場調査の実施など、上記連絡会議等と連携し、速やかな漁業の再開と漁場回復に向けて取り組んでまいります。
- (4) 漁業関係者の資金需要については、マルエーフェリー株式会社到手当することを要請していますが、マルエーフェリー株式会社から漁業者に対して賠償金が支払われるまでには相当な期間を要することも考えられるため、日本政策金融公庫や三重県信用漁業協同組合連合会などの金融機関と連携して、漁業関係者の資金需要に応えていきたいと考えています。
- (5) なお、12月4日には、農水商工部長からマルエーフェリー株式会社社長に対し、漁業者への資金手当、船体の早期撤去、船体の現場での解体処分の回避、一方的な安全宣言の回避などについて要請し、12月14日までに文書での回答を求めました。

12月4日 マルエーフェリー株式会社代表取締役社長に対する要請事項

1 対応窓口の一本化

会社側の対応窓口を一本化し、漁業への影響に対して迅速かつ的確に対応すること。

2 被害を受けた漁業者への対応

事故の原因者の責務として、収入手段を無くしている漁業者が必要とする資金については、保険会社の支払いを待つことなく、必要額の全額を手当てすること。

3 船体等の早期撤去及び作業工程等の提示

座礁している地点は、イセエビ漁業の重要な漁場であるため、早期の船体撤去及び積み荷等の流出物の回収を要請する。また、船体撤去等にかかる工法、スケジュール等について、漁業関係者への十分な説明責任を果たし、双方が納得のうえで作業を開始すること。

4 船体の現場解体処分の回避

船体の撤去については、更なる漁場の破壊や二次災害の恐れがあり、撤去作業も長期化することが懸念されるため、現場での解体は行わないこと。

5 一方的な安全宣言の回避

漁業者は、安全安心な水産物を供給するという立場から操業の停止を余儀なくされているが、操業再開には関係者の理解が必要であり、貴社の判断のみで安全宣言等の広報活動は行わないこと。

6 船主責任保険等の内容提示及び損害賠償への対応

貴社が加入している船主責任保険など今回の事故に関係する全ての保険について、その内容である対象事項、上限額等を提示すること。

また、保険金の上限にかかわらず、原因者として損害賠償の責務を果たすこと。

2. 今後の農業政策のあり方検討について

1 目的

近年、農業従事者の急激な高齢化や耕作放棄地の増大などにより、農業生産力の低下が懸念される一方で、国際的には農産物貿易ルールの強化が検討されるなど、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化してきています。

本県の農業を取り巻く環境が大きく変わってきているなかで、今後とも農業生産が持続的に展開される地域構造を確立していくことは、極めて重要です。

このため、農業・農村の振興方策について県、市町、事業者及び県民等の共通認識を形成して、多様な取組を展開していくことができるよう、本県の農業政策のあり方について検討を進めます。

2 検討状況

これまで、農業・農村振興に関する条例策定についての考え方や今後の農業政策の基本的な考え方などについて、市町や関係団体等との意見交換や学識経験者からの意見聴取を行いつつ、検討を進めてきました。

こうした中、国においては、新しい三党連立政権のもと、国の農政の基本となる新たな「食料・農業・農村基本計画」が、平成22年3月の策定に向け検討されています。この新たな基本計画では、米、麦、大豆等を対象とする農業者戸別所得補償制度の導入、農業構造の展望や経営展望の見直しなどが予定されています。

このため、国の新たな基本計画の検討状況を踏まえるなかで、これまでの農業政策の成果と今後の課題と対応方向についての検討を進めてきています。

3 今後の方針

今後、これまでの検討や国の新しい政策動向を踏まえ、農業・農村振興に関する条例策定についての考え方や今後の農業政策の基本的な考え方などについて、引き続き検討を進め、できるだけ早期に条例や基本計画につなげていきたいと考えています。

3. 財団法人三重県農林水産支援センターの経営改善について

1 経緯

(財)三重県農林水産支援センターは、(財)三重県農業開発公社、(財)三重県農林漁業後継者育成基金、(財)三重県林業従事者対策基金の3法人が平成13年度に統合し、各機能を引き継いだ法人で三重県の農林水産業支援において重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、県の外郭団体改革に伴う収益事業の廃止や基金運用利率の低下など、経営が極めて厳しくなり、平成17年度に経営戦略計画、組織計画、経営収支計画等を盛り込んだ中期計画(H17～H21)を策定し経営改善に取り組むこととしました。

中期計画においては、消費者の視点に立ち安定した経営をめざす経営体を確保・育成するため、様々な段階の担い手が求める多様なニーズに対し関係機関と連携して総合的かつ一元的な支援の実施、6次産業化、地産地消等への取り組みを基本方針に掲げ、事業活動の展開を図るとともに、財務状況の改善に努めてきました。

2 中期計画の成果

(1) 経営戦略

支援の柱を「就労支援」、「経営安定支援」、「経営発展支援」、「インフォメーション支援」に整理し活動を行いました。中期計画における平成21年度目標に対する結果(見込み)は、ほぼ目標を達成する見込みとなっています。

①就労支援：農林水産業を職業として選択する段階における支援

・支援センターの実施した就業就職に関する事業への参加者数

860人/年 [100%達成]

・支援センターが関わって農林水産業へ就業就職した人数(累計)

273人 [91%達成]

②経営安定支援：農林水産業の経営体として経営の安定を図る段階における支援

・支援センターの実施した経営安定支援事業の利用者数

1,470人/年 [80%達成]

・支援センターが集落営農確立への支援を行った地区数(累計)

30地区 [130%達成]

[参考]うち集落営農確立地区数：13地区(36集落)

③経営発展支援：農林水産業の経営体が新たな分野への活動等を行い経営の発展を図る段階における支援

・人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度への登録者数

H21末見込み 1,450人 [55%達成]

④インフォメーション支援：支援センター利用者が得たい情報を迅速かつ的確に提供する支援

・支援センターホームページアクセス数

24,700件/年 [99%達成]

(2) 組織

平成17年度時点に5グループであった組織体制を4グループに再編するとともに、正規職員（プロパー職員）数を20名から11名としました。

(3) 経営収支

廃止した埋蔵文化財発掘事業等に代わる新たな事業の実施による収入の確保、人件費の圧縮による経費削減、基金の一部取り崩し等による長期保有農地借入金の繰上げ償還などに取り組みました。

①廃止した埋蔵文化財発掘事業等に代わる新たな事業の実施

- ・集落営農組織育成支援事業等、県事業の受託

②人件費の圧縮による経費削減

- ・58歳での退職勧奨及び60歳までの再雇用制度の導入
- ・管理職手当、ボーナスの一部カット
- ※正規職員（プロパー職員）人件費

H21見込み 94百万円〔H17対比 53.2%まで削減〕

③基金の一部取り崩し等による長期保有農地借入金の繰上げ償還と農地の売渡処分

- ・育成基金6億円の取り崩しによる返済への充当等
- ※長期借入金の期末残高

H21末見込み 178百万円〔H16対比11.8%まで削減〕

- ・売渡目途のない長期保有農地の売渡処分

H21末見込み 34.9ha〔97.8%達成〕

3 課題

現行の中期計画においては、財務改善を最優先に長期保有農地の早期処分、事業経費節減等を進め一定の成果は得られましたが、生産物価格低迷の長期化等、経営を取り巻く状況が一段と厳しくなったことから、担い手への経営支援や新規就業者の確保等について次の課題への対応が必要と考えています。

(1) 経営戦略

①就労支援

経営者の高齢化、後継者不足に歯止めがかからないことから、就業支援の強化により人材確保を進める必要があります。

②経営安定支援

集落営農は進んでいるものの、担い手への農地集積は県内で26%に留まっているため、より一層の推進が必要です。

③経営発展支援

生産物価格の低迷や安心食材表示制度の登録者数が伸び悩んでいることから、6次産業化の支援や表示制度の定着を進める必要があります。

(2) 経営収支

平成21年度の次期繰越額は、17年度に想定した196百万円を上回る見込みとなっているものの、就農・林業貸付資金等の使途が固定している資金会計を除く繰越額は、17年度に比べ107百万円下回るなど、経営の状態が厳しくなっているため、さらに経営改善に取り組む必要があります。

4 今後の検討方向

近年、経済の急速なグローバル化が進み、世界的な経済・金融の混乱に端を発して、食料・原油・原材料等の価格が大きく乱高下する一方、生産物価格が低迷するなど農林水産業を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

農林水産支援センターでは、このような社会・経済環境に対応しつつ、消費者の視点に立ち、経営の安定・発展をめざす経営体を確保・育成するため、長期保有農地の処分等財務改善から経営体の所得の向上への支援等に軸足を移し、

- ・ 農地法の改正により拡大した多様な就業希望者の支援による担い手の確保
- ・ 農地保有合理化法人として培った農地調整のノウハウを活用した担い手への農地の面的利用集積の支援
- ・ 安全・安心など消費者ニーズを的確にとらえたマーケティング活動支援や農林水産業者と商工業者のマッチング・6次産業化等への支援

などを主とする第2期中期計画(H22～H26)を策定して更なる事業推進と経営改善を進めていくこととしており、県としての確かな指導・助言を行ってまいります。

4. 首都圏における県産品の流通促進について

1 現状

三重県産品は、松阪牛や伊勢えびなど首都圏でも十分通用している品もありますが、多くの産品は流通量が少なく認知度も低いことから、首都圏での物流などのしくみが確立されていません。

また、一方で首都圏への販路拡大を目指す意欲を持ちながらも、首都圏事業者との取引、商談の経験が少ない県内事業者もあり、取引条件や市場ニーズ等の情報、知識の習得などの支援が必要です。

2 取組状況

(1) 三重県産品市場開拓スーパーバイザーによる市場開拓支援

平成20年6月から、農林水産物等のマーケティング知識と経験を有する民間有識者（齋藤純氏）をスーパーバイザーとして首都圏に配置しています。

スーパーバイザーは、市場開拓を行うとともに、商品プロデュースなど県内事業者の個別相談・指導や首都圏事業者との商談支援等を行っています。また、併せて首都圏で県が実施するB to B（事業者間取引）市場開拓や、県産品流通拡大に向けた事業のサポートを行っています。

(2) B to B市場開拓支援

① 展示商談会への出展

展示商談会への出展を通じ、販路拡大とマーケット情報等の収集を促進します。また、出展にあたり、事前研修等の支援を行っています。

- ・ シーフードショー（7/22～24：東京ビッグサイト 5事業者出展）
- ・ アグリフードEXPO（8/25～26：東京ビッグサイト 2事業者出展）
- ・ FOOD EX JAPAN（3/2～5：幕張メッセ 4事業者出展予定）

② マッチング交流会・食サミット

都内において県内事業者と首都圏の食関連企業のバイヤー等とのマッチング交流会（展示商談会）を開催するとともに、県及び県内生産団体と首都圏の食関連企業の幹部等が三重県食材について意見交換を行いました。

さらに、マッチングをサポートするため、交流会の開催に向けた事前セミナーの開催やバイヤーの県内訪問等事後の商談支援を行っています。

- ・ みえの食品マッチング交流会 in 東京（11/19 ホテルオークラ東京）
（緊急経済対策）

参加事業者43事業者（うち展示出展28事業者）、商談件数198件

- ・ みえの食サミット（11/19 ジョエル・ロブション）（緊急経済対策）

参加者：食に関連する首都圏企業の幹部等40名及び県側13名

(3) 飲食店や百貨店等を活用した三重県食材の魅力発信

飲食店において、三重県食材を使用したメニューを提供するフェアを開催するとともに、百貨店において、県産食材を使用したスイーツ、弁当、惣菜等の販売を行う三重県フェアを企画開催するなど、三重県食材の魅力発信を行っています。

- ・ 新宿タカシマヤレストランズパーク13店舗（11/4～20）（緊急経済対策） *観光商品プレゼントなどを通して観光情報も発信
- ・ 寅福4店舗・ソバキチ1店舗（11/16～12/30）（緊急経済対策） *相可高校提案メニューを提供、店頭で観光情報を発信
- ・ 三重ブランドフェア（11月～3月まで、5レストランで順次実施）（日比谷 聘珍楼、ヴィエイユ・ヴィーニュマキシム・ド・パリ 外3店舗）
- ・ 銀座料理飲食加盟店による三重の食メニュー提供（1月頃開催予定）
- ・ 銀座三越B1階、B2階 三重県フェア（1/13～25開催予定）

(4) 首都圏における流通・卸機能の整備

今年度中に、首都圏における県産品の流通を担う卸機能を有した流通拠点を民設民営で開設し、その設置・運営に対し支援を行います。

今後、流通拠点と提携する既存の小売店等での三重県産品の販売や、販売につなげるために行う市場ニーズの把握を目的としたテスト販売の支援、あるいは飲食店での三重県食材を使用したメニュー提供などを通じて、首都圏の消費者に対し、三重県産品の魅力を発信していきます。

また、この流通拠点の円滑な運用に向け、流通拠点への商品の安定供給や情報提供、首都圏の消費者ニーズ等の情報共有を図るための県内組織を構築していきます。

- ・ 設置運営予定事業者：(株)観光販売システムズ
（平成22年3月までに流通拠点を開設予定）

3 今後の取組の方向性

今後、スーパーバイザーと連携し、本年度整備する流通拠点を活用しながら、対象事業者等を絞り込んだマッチング機会の創出、県内事業者のレベルアップを図るための研修や意見交換の機会の提供、市場ニーズに即した商品改良を行うためのテスト販売支援などを行い、流通拡大を図っていきます。

また、「食」と「観光」の相乗効果を引き出せるよう、観光との連携を図りながら、レストランや百貨店などを活用したフェアや流通拠点と提携する小売店、飲食店を通じ、三重県食材の魅力など情報発信を行っています。

これらの取組を総合的に実施することにより、首都圏における県産品の流通促進と認知度向上を図るよう努めてまいります。

5. 元気が出る出る三重の商談会の開催について

1 背景

中小企業の経済対策として、これまで「経営基盤の強化」「経営力の向上」「新たな事業展開」などを柱とした取組を進めてきましたが、長期化する不況を乗り切るためには、県内中小企業が、既存の取引関係に加えて新たな販路開拓に取り組んでいくことが重要となっています。

一方、大企業等の発注側企業においては、従来以上に「短納期」「高品質」「低コスト」を求める状況にあることから、県内中小企業等の受注側企業においては、発注側企業のニーズを的確に把握し、それぞれの強みを生かして新製品・新技術などを発注側企業に積極的に提案していくことが必要となっています。

2 「元気が出る出る三重の商談会」取組内容

(1) 「試作市場2010」への出展支援

県内中小企業において、これまで働きかけの機会が少なかった首都圏市場に対し、製品や技術力等を広くアピールし、具体的な取引につながる商談の場とするため、「試作市場2010」への出展を支援します。

- ・会期：平成22年3月11日（木）～3月12日（金）
- ・場所：大田区産業プラザ P i O（東京都大田区）
- ・会場全体の1/3を占める「三重コーナー」を設置
- ・出展企業数：県内中小企業30社程度を予定
- ・来場予定者数：8,000人

(2) セミナー・交流会の開催

「試作市場2010」開催前日（3月10日）に、県内中小企業と大企業関係者等が参加するセミナーを開催し、製品やパネルの展示なども行いながら、県内中小企業の持つ優れた技術力や生産能力等をアピールします。

同時に、セミナー参加者全員による交流会を開催し、三重県産の食材を利用した料理の提供により県産食材のPRもはかります。

(3) オーダーメイドのマッチング

県内に事業所を有するなど県にゆかりのある大企業等を、県と三重県産業支援センターの職員が訪問し、事前に県内中小企業の技術情報を冊子にとりまとめて紹介することにより、大企業等の関係各部署や関係会社まで広く情報が伝達されるよう働きかけるとともに、大企業等のニーズの把握を行います。これにより、前もって商談相手先の発掘とニーズに対応した技術力を持つ県内中小企業の候補を選定するなどにより、「試作市場2010」での商談が効果的に進むよう工夫していきます。

3 現状及び今後の取組方針

県内中小企業の販路拡大については、これまでもリーディング産業展、広域商談会などにより支援していますが、「元気が出る出る三重の商談会」におけるオーダーメイドのマッチングなどの手法を導入しつつ、さらに効果的な販路開拓支援に努めてまいります。

6. 地域産学官共同研究拠点整備事業について

1 背景及び経緯

- (1) 地域産学官共同研究拠点整備事業は、科学技術による地域経済活性化を図るため地域からの提案にもとづき、地域のテーマに添った産学官共同研究を推進するために必要な研究機器・設備を独立行政法人科学技術振興機構（JST）が整備するものであり、平成21年度の文部科学省補正予算で実施されている事業です。（予算総額263億円）
- (2) 本県においては、県内の多様な地域資源に着目するとともに、県内産業界で最も多い事業所数を有する食品関連産業の活性化を図ることを目的として、大学が有する技術力を生かしつつ、地域資源を活用した食品関連産業の技術高度化を図るための研究機器・設備を整備する計画で申請を行い、12月4日付で採択を受けたところです。

2 計画の内容（みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点）

- (1) 本計画は、食品素材となる地域資源の探索・機能評価から食品加工技術の高度化・製品評価までの一連の食品関連の研究開発を三重大学と三重県工業研究所が一体となり、企業等と連携して進めるものであり、食品素材の探索・機能評価を行う機器・設備を三重大学内に、また、食品加工技術の高度化・製品評価を行う機器・設備を三重県工業研究所内に、整備するものです。
事業費は4億5千万円であり、三重大学及び三重県工業研究所への機器・設備はJSTが整備します。
- (2) 本計画は、産学官連携の観点から、三重県、三重大学のほか、三重県商工会議所連合会、三重県食品産業振興会、三重県薬事工業会、三重県農業協同組合中央会の4団体が共同提案者となっています。

【参考】

採択地域は、全国で40地域であり、本県は地域構想の全体が優れている「構想支援地域（28地域）」として採択されました。

3 今後の方針

三重県、三重大学及び共同提案者等で構成する運営委員会を設置し、今後の産学官共同研究の方針を定め、県内の食品関連産業の発展に資する研究開発に積極的に取り組んでいきます。

また、県内企業の独自技術の向上を図るため、整備した機器・設備を県内企業に開放するとともに、技術指導・技術相談等に積極的に取り組んでいきます。

7. 三重県の観光力の向上に向けて

1 三重県観光のこれまでの取組

三重県では、観光振興の活性化を図るため、平成16年11月に三重県観光振興プラン（計画期間：平成16年～平成25年）を策定し、観光構造の変革に向けた取組を進めています。

平成20年度からは、第2期戦略に掲げる3つの戦略に基づき、「歴史・文化」「食」等の三重県観光の新たなイメージの発信、三重県観光販売システムズを活用した商品造成・販売の仕組みづくり、また、観光プロデューサーのノウハウを生かした地域の観光魅力づくりなど、観光力の向上にむけた取組を展開してきました。

2 環境の変化

国においては、観光立国推進基本法（H19）、観光圏整備法（H20）といった法制度が整備されたほか、観光庁が設置され、本年9月に発足した鳩山内閣においても、観光が国の成長分野の柱に据えられるなど、21世紀の成長産業としての期待が大きくなっています。

三重県においても、式年遷宮を4年後に控え、遷宮の諸行事が行われるなど全国的に注目が高まっています。

一方、経済不況による観光需要の減少、インターネットの普及に伴う旅行形態の多様化及び高速道路料金の特別割引など、観光をとりまく環境が大きく変化しています。

3 現在の取組状況

こうした環境変化に対応するためには、三重県観光の持続的な発展のあり方についての検討が必要です。検討にあたっては、市町や関係団体をはじめ、事業者、県民など関係者と共通認識を育むことが重要であることから、その方法等について、他県の調査や有識者からの意見聴取を行ってきたところです。

これまでの調査等を踏まえ、官民一体となって取り組む意識を醸成し、三重県観光の取組を確固たるものとするためには、条例という形で、それぞれの主体の役割を明らかにし、今後の方向性を定めていくことが重要です。

4 今後の方針

今後、関係者との意見交換や県民へのアンケート、パブリックコメントを行うなど、幅広い方々からご意見を頂きながら、制定に向けての検討を進めてまいります。

8. 平成22年三重県観光記者発表会及び交流会の開催について

1 趣 旨

首都圏、関西圏のメディアに対し、三重県の観光をアピールするとともに、県内観光関係者がメディアと交流を深め、情報発信の促進や観光商品の販売促進につなげます。

2 実施日時及び会場

(1) 東京会場

日 時：平成22年2月4日（木）17：00～20：00

場 所：椿山荘（東京都文京区関口2-10-8）

(2) 大阪会場

日 時：平成22年2月17日（水）17：00～20：00

場 所：シェラトン都ホテル大阪（大阪市天王寺区上本町6-1-55）

3 参加者（予定）

テレビ局、新聞社、旅行関係雑誌社、旅行会社等

（東京：約300名、大阪：約200名）

4 スケジュール（案）

17:00～18:00 観光記者発表会（平成22年三重の観光情報を発信）

18:00～20:00 交流会

（県内観光関係者がブースを出展し、PRし、交流を深める）

5 交流会出展団体数

県内の市町、観光協会、観光事業者等 約40団体（両会場とも）

9. リーディング産業展みえ2009の開催結果について

これからの県内産業をリードしていくことが期待される企業の活力ある取組の発信やビジネスマッチングの場として、また、県民の皆さんに県内産業の製品・サービスを紹介し、県内企業等と県民との新たな関係を構築する機会として、県内企業の独自技術や製品等を一堂に展示するリーディング産業展を2003年度から開催しています。

第7回目となる「リーディング産業展みえ2009」を開催しましたところ、その概要は次のとおりでした。

1 「リーディング産業展みえ2009」結果概要

- (1) 開催日時：平成21年11月6日（金）・7日（土）
- (2) 開催場所：四日市ドーム
- (3) 出展者数：196の企業・団体・大学等（308ブース） ※過去最大規模
- (4) 来場者数（人）

月 日	企業関係者	学 生	一般・その他	計
11月6日（金）	2,642	168	652	3,462
11月7日（土）	864	231	2,326	3,421
合 計	3,506	399	2,978	6,883

※「リーディング産業展みえ2008」来場者数：7,094人

2 ビジネスマッチングに関する取組結果

- (1) 企業相談会
技術課題や資金調達等に関する相談ブースを設置し、13者から相談を受けました。
- (2) 商談会
製造業のための商談会を実施し、発注側企業12社と受注側企業43社が商談しました。
その結果、のべ73件の商談が行われ、51件の見積依頼などに展開しています。
- (3) 出展企業によるプレゼンテーション
28社が自社の技術力や製品などに関するプレゼンテーションを行い、332名が参加しました。

3 各種セミナー等の開催結果

- (1) 各種セミナー
先端的な産業技術、マーケティング、企業経営、地球温暖化などに関して、12種類のセミナーを開催し、625名が参加しました。
- (2) 高校生と中小企業のものづくりシンポジウム、ブース訪問
高校生40名（1校）と中小企業経営者3名との対談、ブースにおける高校生の受入により、高校生に県内中小企業の魅力を発信しました。なお、高校生100名（3校）が参加する予定でしたが、新型インフルエンザの影響により2校が当日キャンセルとなりました。

4 その他

- (1) 子ども科学体験教室2009（11月7日、霞ヶ浦体育館）
子どもたちが楽しく科学を体験し理解を深めることができるよう、体験型の工作、実験、観察コーナー等を設置し、769人の参加がありました。

1 1. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

(農水商工部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成21年11月10日
3 委員	委員長 三重大学 名誉教授 渡邊明 委員 学校法人大川学園 理事長 大川吉崇 株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所所長 赤池学 ほか6名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度三重ブランド認定更新について ・ 平成21年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	<p>① 平成21年度三重ブランド認定更新について 平成21年度末に、認定期間が終了する伊勢茶、ひじき、ひのきの3品目4事業者について認定更新(3年間)することとしました。</p> <p>② 平成21年度三重ブランド認定について 「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった2件について第1次審査(書類審査)を行いました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成21年11月12日
3 委員	三重大学大学院生物資源学研究科 准教授 徳田博美 株式会社松阪魚市 代表取締役社長 山下純一郎 三重県消費者団体連絡協議会 副会長 北 尚子 他7名
4 協議事項	1 三重県地方卸売市場の管理運営状況について 2 三重県地方卸売市場の土地の貸付制度とその審査について
5 協議結果	<p>本年4月に、地方卸売市場への転換と合わせて、指定管理者制度を導入した三重県地方卸売市場の第1回の運営協議会であることから、現在の管理運営状況について説明するとともに、市場機能の向上による市場の活性化を目的に、本年度創設した三重県地方卸売市場の土地の貸付制度に係る申請案件について審議いただきました。</p> <p>三重県地方卸売市場の管理運営状況について 本年4月から開始した指定管理者による市場の管理運営状況について説明しました。</p> <p>三重県地方卸売市場の土地の貸付制度とその審査について 三重県地方卸売市場の土地の貸付制度について説明するとともに、青果加工施設を整備したいとする申請案件（1件）の適否について審議をいただいたところ、申請者に対し、借り受けた土地で行う事業により、一層の市場機能の向上と市場への貢献を期待する、との付帯意見が出されたほかは、特に異議はなく、適当と認められました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成21年10月13日
3 委員	<p>会 長 山本 幸司(名古屋工業大学教授・交通担当)</p> <p>副会長 林 顯效(鈴鹿医療科学大学教授・騒音担当)</p> <p>委 員 松本 幸正(名城大学教授・交通担当)</p> <p>土屋 由紀(愛知工業大学等非常勤講師・騒音担当)</p>
4 諮問事項	・「イオン津城山ショッピングセンター」の新設に係る届出について
5 調査審議結果	<p>・「イオン津城山ショッピングセンター」の新設に係る届出について</p> <p>事務局から資料について説明したところ、各委員から指摘事項は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし ・この案件についてはこれで結審する。
6 備考	